

終活ケアプラザ仙台 第6回終活セミナー

令和2年2月29日(土)
13:00~16:30(受付開始12:30~)
あいおいニッセイ同和損保 仙台ビル3階会議室
仙台市青葉区花京院1-1-10

考えてみませんか？

自分の終活と

親の終活と

* 専門家によるセミナー開催 *

第1部 (13:00~14:00)

「成年後見と遺言・相続について」

講師：齋藤司法書士事務所 齋藤 利美

第2部 (14:30~15:30)

「人生100年時代を生き抜くために」

講師：総合南東北病院 PETマネージャー 佐伯 悟

* 参加費無料 *

専門家による無料相談会も開催！

★詳しくは裏面をご覧ください★

FAX申込 022-353-6803

電話受付 022-353-6802

〒984-0823 仙台市若林区遠見塚2-4-1 遠見塚241ビル1階
『終活ケアプラザ仙台』（シー・アール・エー株式会社内）

お名前

年齢

ご住所

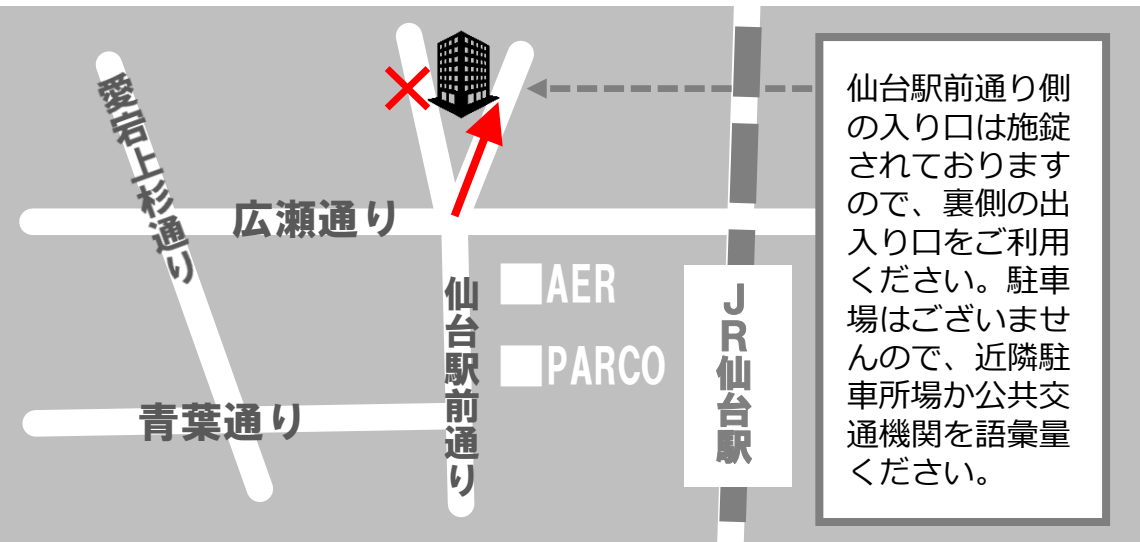
お電話

ご希望人数

名様

個人情報について

ご記入いただいた個人情報は、終活ケアプラザ仙台が主催する終活フェアにおけるサービスの充実ならびに円滑な提供および今後開催する終活フェアのご案内に利用することを目的として取得するものであり、その目的達成に必要な範囲内で利用します。



仙台駅前通り側の入り口は施錠されておりますので、裏側の出入り口をご利用ください。駐車場はございませんので、近隣駐車所場か公共交通機関を語彙量ください。



第6回終活セミナー内容

第1部 (13:00~14:00)

「成年後見と遺言・相続について」

講師：齋藤司法書士事務所 齋藤 利美

終活を考えるにあたり、残された方への遺言や相続について、どのようにしたら良いのか悩み相談に来る方が増えています。

成年後見制度を利用し自分の希望する終末を迎えましょう。自分の思いや伝えたいことを遺言で残しましょう。

第2部 (14:30~15:30)

「人生100年時代を生き抜くために」

講師：総合南東北病院 PETマネージャー 佐伯 悟

「人生100年時代」という言葉が一般的になるほど私たち人類の寿命が延びていることは事実です。何も対策を取らずにいると、体の自由がきかなくなってから長い期間生きることになり、後悔が残る人生になりかねません。変化していく環境に合った生き方、「健康寿命を延ばす」というテーマを中心に、人生100年時代を生き抜く方法を一緒に考えていきましょう。現役世代の方にも参考となる内容ですので、ぜひお気軽にご参加ください。

個別相談ブースにて、随時相談を承ります

13:00~16:30の間、各ブースにて専門家が皆様のご相談に個別に応じます。混雑時は1組あたり15分を目安とさせていただきます。予めご了承ください。

【不動産・リフォーム】

- ・不動産の売却・不動産の査定
- ・不動産の賃貸について
- ・建替したい ・住替したい
- ・有効活用の方法を教えてほしいなど、あらゆる分野でお気軽にご相談ください。



【がん検診】

約3人に1人はがんでなくなってしまう時代。早期の小さながんを高い確率で見つけることができるPET検査について、ご相談を承ります。



【損害保険・生命保険】

「目に見えない、形のない商品」だからこそ、さまざまな人の思いをきちんと受け止め、しっかりとサポート出来るようお客様以上に「お客様の保険」を考えます。



【成年後見・遺言・相続】

相続、生前贈与、遺言による不動産の名義変更手続き、会社・法人の設立や設立後の各登記手続きのご依頼、任意後見、成年後見のご相談にお応えしています。



【ライフイベント】

保険事業をメインに展開しておりますが、保険に関するのみならず、住宅ローンの取扱いやカーリース、車の買取りの取次ぎ士業やハウスメーカーのご紹介なども行っております。

シー・アール・エー株式会社

【葬儀・仏事の備え】

万が一の際はどうしたら良いのか、家族葬とはなにか、葬儀費用、樹木葬や海洋葬などの自然葬について、お墓やその後の供養など、葬儀式全般に関するご相談を承ります。



【福祉車両】

福祉車両はもちろん、車輛に関するご相談全般を承ります。当日は、いま人気のN-BOXを展示します！先進の安全運転支援システムを搭載！快適で安心なドライブをサポートします。



【介護施設・サービス】

入居希望者の生活状況や入りたい施設の条件はさまざま。住む場所や環境、月額料金などをお聞きしながら、お客様に合った施設をご提案いたします



【相続・税務】

相続税対策の生前における贈与の活用や、様々な特例制度の利用によって、意義ある資産の承継をお手伝いします。相続税の申告が必要な方々の相談に対応いたします。

石川隆雄税理士事務所